昭和九年（月報番號第一五四號）

小作爭議調査表

No. 158 （昭和十年十月分）

項目	内容
場所	浮羽郡姫治村大字新川字内ケ原
關係人員	地主 古賀辛次郎 小作人 樋口朝太郎
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	日農浮羽郡聯合會
關係地種類面積	田一反一畝歩
發生	昭和九年十一月九日
終熄	昭和十年十月十五日
原因	地主は小作人に金百三十円を貸與し屢々返済を要求するも小作人は言を左右にして返済せざる為利子共二百円として小作地一反一畝及小作人の所有田二反歩の立毛差押をなしたるに因る
要求事項	貸金二百円不払に依る小作人の立毛差押
經過	地主は貸金支払要求をなすも應ぜざる為小作人が昭和六年以降滞納せる小作米三十三俵を請求し土地返還の訴訟を提起せんとし小作人は日農浮羽郡聯合會指導役人等の應援を求めて対策を研究し爾来訴訟中なりしが（画策）小作人側時 本年十月十一日小作調停の申請をなす 十月十五日吉井區裁判所にて調停委員會を開催したる結果左記條件にて解決す

財團法人協調會福岡出張所

結果	備考
一、地主は小作人に対し千倉市十匹野字屏七八一 畑二反三畝二十歩の内一反六畝二十歩を一ヶ年小作料金三十五円にて小作せしむること 二、小作人は前項に定むる小作料を毎年十二月三十日迄に地主方住所にて支払ふこと 三、地主は小作人に対し千倉市十匹野字屏七八〇 畑三畝十八歩、同七八一畑二反三畝二十歩の内 一、貸金（七石七斗二升六合）納米は十ヶ年に賦償還すること 二、引續き小作せしむること （調停條件は前表月報第一九七号と同一内容）	